

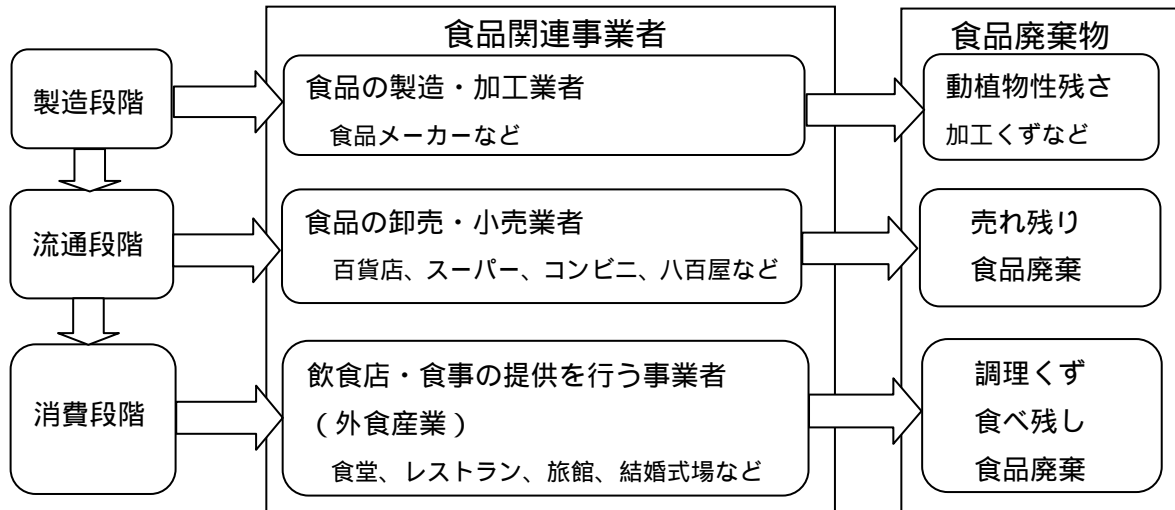
食品リサイクル法の改正

食品関連事業者による食品廃棄物の再生利用等の取組みの強化を図るため、食品リサイクル法改正案が現在国会で審議中である。食品リサイクルは循環型社会の構築を目指す重要な取組みであり、国は新たに創設される定期報告の仕組みを活用し、事業者への指導監督を徹底していく必要がある。

1 現行食品リサイクル法の概要

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)は、循環型社会の構築を目指し、製造・流通・消費の各段階で発生する食品廃棄物について、食品関連事業者等による「発生の抑制」、肥料や飼料などへの「再生利用」、最終的に処分する場合の脱水・乾燥等による「減量」の促進を図るため、平成13年5月から施行された(図1)。

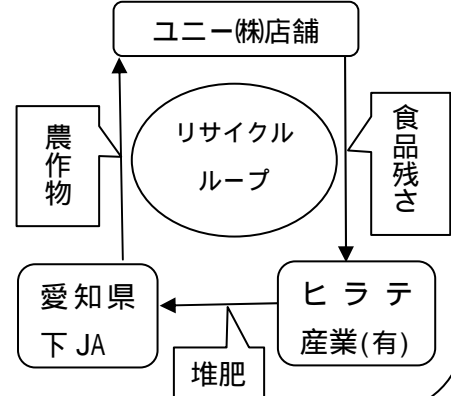
図1 食品関連事業者と発生する食品廃棄物



この法律では、全ての食品関連事業者が平成18年度までに再生利用等(再生利用、発生抑制、減量)の実施率を20%以上とすることを目標としている。このため、国による指導・助言や勧告・命令等の措置、肥飼料化等を行う事業者(再生利用事業者)の登録制度、食品関連事業者、再生利用事業者、肥飼料等の利用者となる農林漁業者が一体となって作成する再生利用事業計画の認定制度などの規定を設けている。

ユニー(株)、全国初の再生利用事業計画認定

平成19年1月26日、食品スーパーを経営するユニー(株)(本社:愛知県)の「再生利用事業計画」が国に受理された。食品リサイクル法制定以降、全国初の認定事例である。愛知県内の店舗から排出される食品残さを、ヒラテ産業(有)が引き取り、堆肥を製造する。この堆肥を使って愛知県経済農業共同組合連合会による指導のもと県下JAが作物を栽培し、収穫した作物をユニー(株)が購入、店舗で販売するというリサイクルループを構築し、食品残さを有効活用する。



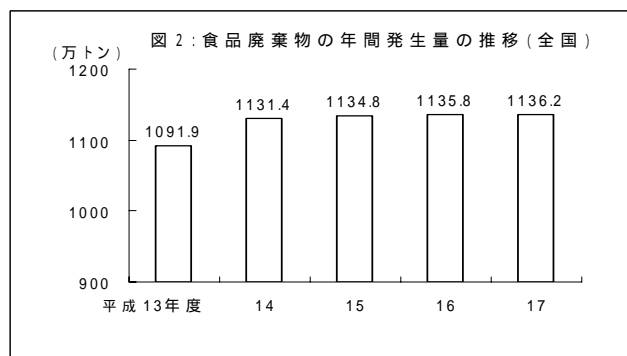
2 食品廃棄物と再生利用等の状況

(1) 業種別の取組の格差

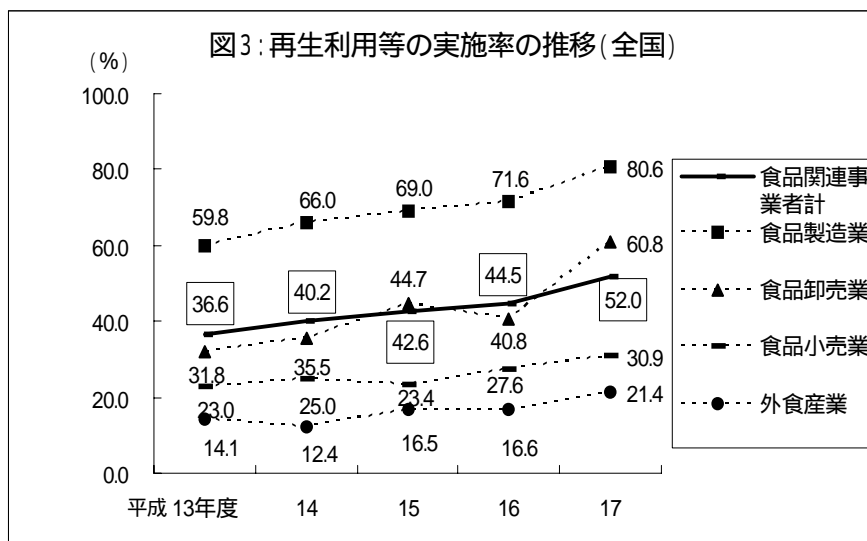
平成 17 年度の全国の食品廃棄物の年間発生量は 1,136 万 2 千トンで、食品リサイクル法が施行された 13 年度の 1,091 万 9 千トンと比較すると約 4% の増加となるが、14 年度以降はほぼ前年度並みで推移している(図 2)。

この間、重量ベースで見た食品関連事業者全体の再生利用等の実施率は、平成 13 年度の約 37% から 17 年度の約 52% へ上昇しており、一定の成果が見られる。

しかし、業種別に見ると、食品製造業では高い水準で推移し、平成 17 年度には約 81% に達する一方で、食品廃棄物が少量ずつ分散して発生する、異物混入のリスクが高いなどの事情を抱える食品小売業や外食産業の実績は低調に推移している(図 3)。



出所: 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査」



出所: 農林水産省「食品循環資源の再生利用実態調査」より作成

(2) 目標達成者割合の低さ

再生利用等の実施率を個々の食品関連事業者ごとに見ると、目標年度の前年度である平成 17 年度において、実施率が 20% に達している事業者の割合は、18% にとどまっている。食品廃棄物の年間発生量が 100 トン以上の事業者に限定しても、27% という状況にある(図 4)。

図 4: 再生利用等の実施率目標(20%)の達成者割合(単位%)

	実施率目標 達成者割合	
	実施率目標	うち年間発生量 100 トン以上事業者
食品製造業	22	33
食品卸売業	18	32
食品小売業	17	22
外食産業	10	13
食品関連事業者計	18	27

出所: 中環審・食農審第 1 回合同会合資料

(3) 乏しい認定制度の活用

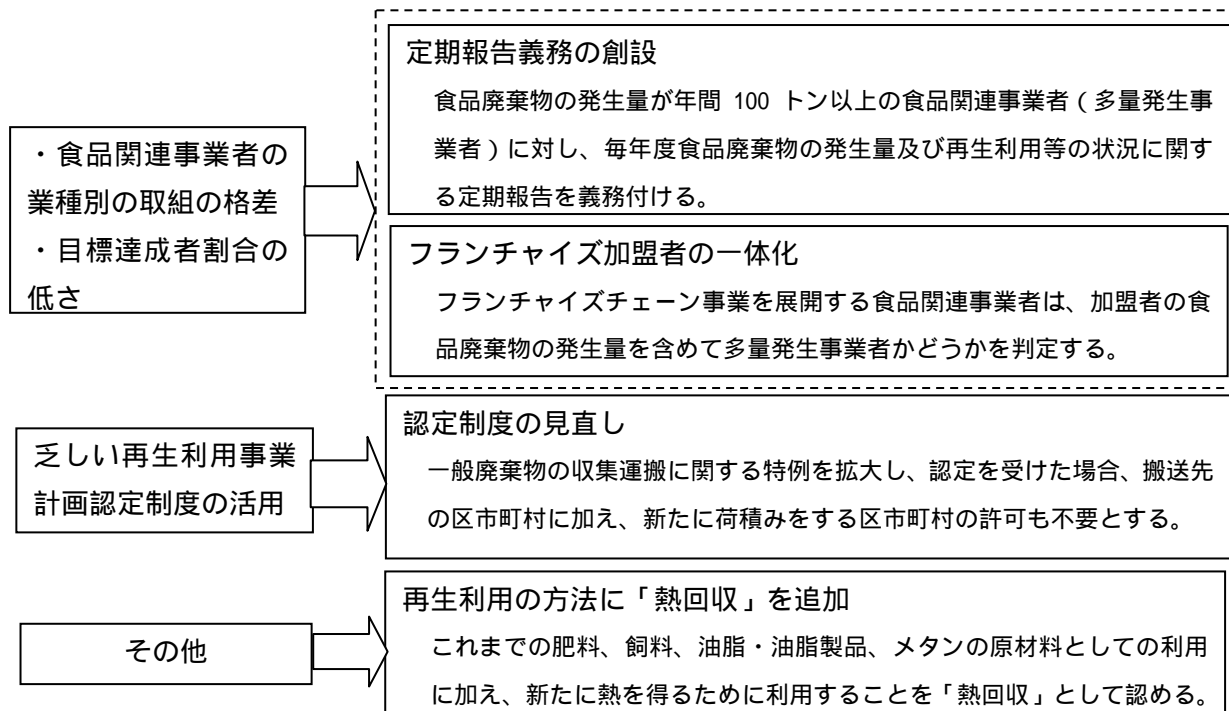
効率的な食品廃棄物の収集と再生利用を促進する観点から、再生利用事業計画の認定制度には、一般廃棄物の収集運搬業の許可について、搬送先の区市町村の許可を不要とする廃棄物処理法の特例が設けられている。しかし、このほか認定制度には食品関連事業者や農林漁業者等に対する特段のメリットは設けられていないことなどから、再生利用事業計画の認定実績は、これまで 1 件(前ページのユニー株)にとどまっている。

3 食品リサイクル法改正案の概要

食品リサイクル法では、施行後 5 年を経過した時点において、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。このため、農林水産省と環境省ではそれぞれ食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会に専門の委員会を設置し、平成 18 年 9 月からは合同で検討を行い、平成 19 年 2 月に見直し方策をとりまとめた。

これを受け、平成 19 年 3 月に食品リサイクル法改正案が閣議決定され、現在通常国会で審議中である。今回の改正案は、業種別の取組みの格差等を踏まえ、指導監督を強化するための定期報告義務の創設と、認定制度の一層の活用を図るための見直しなどを内容としている（図 5）。

図 5：食品リサイクル法改正案の概要



出所：農林水産省・環境省資料より作成

4 東京都の取組

都では、各局において食品廃棄物の再生利用に向けた事業者の支援等を行っている。

(1) 産業労働局

平成 18 年 7 月に策定した「東京都畜産振興プラン」で、食品残さの有効利用を掲げ、畜産業者の飼料としての積極的活用を進める取組みを支援している。平成 18 年度は飲料メーカーと茶飲料残さの飼料化に関する意見交換などを行った。

また、(財)東京都農林水産振興財団の有機農業堆肥センターでは、平成 17 年度より福祉保健局

東村山老人ホームなど東村山市内の都関係 4 施設から生ごみを受け入れ、堆肥生産に活用するとともに（図 6）、食品残さ飼料の混合割合が鶏の産卵に与える影響などの試験研究を実施している。

図 6：東京都農林水産振興財団の都関係施設からの生ごみ受入量（単位：トン）

	都関係施設からの生ごみ受入量	(参考)財団の堆肥生産量
17 年度	153.0	661.3
18 年度	158.8	510.8

出所：産業労働局資料より作成

(2) 環境局

廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革の推進を目的に、臨海部の公有地を活用して民間事業者による廃棄物処理・リサイクル施設を整備するスーパーエコタウン事業を推進している。平成14年4月に公募を開始し、現在8施設が稼働している。このうち2施設が国内最大級規模の食品廃棄物リサイクル施設であり、事業者はいずれも食品リサイクル法上の登録再生利用事業者となっている。

食品廃棄物リサイクル施設(バイオガス発電施設)[平成18年4月稼働]

事業主体：バイオエナジー(株)

事業概要：食品廃棄物をメタン発酵し、発生したバイオガスにより燃料電池等を用いて発電を行う。

処理能力：約110トン/日

発電計画量：約24,000kwh/日



食品廃棄物リサイクル施設(飼料化施設)[平成18年4月稼働]

事業主体：(株)アルフォ

事業概要：食品廃棄物を、廃食用油を熱媒体として乾燥処理し、養鶏・養豚用の配合飼料の原料を製造する。

処理能力：約140トン/日

飼料計画量：約25トン/日



(3) 中央卸売市場

食品リサイクル法の概要などの普及啓発を行うとともに、市場関係業者の取組みを支援している。市場で発生した大型魚の魚腸骨が全量飼料等に再生利用されているほか、大田市場からは、平成18年3月から上記バイオエナジー(株)のリサイクル施設に食品廃棄物の持ち込みを行っている。平成18年3月から19年2月までの1年間の持ち込み量は約356.8トンである。また、淀橋市場からは、平成19年2月から上記(株)アルフォのリサイクル施設への食品廃棄物の持ち込みを開始している。

(参考)大田市場の上記期間における紙ごみなど食品廃棄物以外を含む一般廃棄物総量は約5,354.7トン

5 今後の課題

食品リサイクルは、他のリサイクル関連制度とともに、循環型社会の形成はもとより、環境負荷の少ない食品廃棄物のエネルギー利用を通じて脱温暖化社会の構築にも貢献するなど、非常に重要な取組みである。今回の法改正で創設される定期報告の仕組みを積極的に活用し、国は食品関連事業者に対する指導監督を徹底していく必要がある。

あわせて、業種の特長や事業規模等を考慮した再生利用等の実施率目標のあり方の見直しや、認定制度の取得等優れた取組みを行う事業者に対する消費者の理解を促進し他の事業者が参考とするための公表の仕組みなど、事業者のさらなる取組みを促す方策について検討が必要である。

